

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本工事に係る決定及び契約締結は、特別地域内工作物の改築許可後とする。

平成27年12月24日

契約担当者

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園

臨時理事長代理 アルブレヒト・ワグナー

(公印省略)

1 工事概要等

- (1) 工事名 沖縄科学技術大学院大学シーサイドファカルティハウス地区崩壊防止対策工事
(2) 工事場所 沖縄県国頭郡恩納村字恩納7544 シーサイドファカルティハウス地区
(3) 工事概要 シーサイドファカルティハウス地区において発生している斜面崩壊対策工事
(4) 工期 平成28年3月31日まで
(5) 本工事における競争入札参加資格申請（関係資料含む）の提出及び入札等を電子入札システムで行う。なお、電子入札システムにより難い者は、別途、紙入札方式参加承諾願を3(1)の場所に提出し、発注者の承認を得た場合に限り紙入札方式に変更することができる。
※紙入札方式参加承諾願は、入札説明書別紙の様式（電子入札運用基準様式1と同じ。）により提出するものとする。なお、電子入札運用基準については、学園ホームページの「トップページ→OISTについて→調達情報→工事関連の調達・入札情報→電子入札→電子入札運用基準」を参照のこと。
(http://mediasv.oist.jp/images/stories/pdf/tender/unyoukijyunn_ebid.pdf)

2 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている2又は3者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

- (1) 学校法人沖縄科学技術大学院大学学園契約事務取扱規則第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
(2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
(3) 建築工事業の許可を受けている者であって、建設業法に基づく直近の経営事項審査のうち、建築一式工事又は土木一式工事における総合評定値（P）が750点以上であること。（共同企業体の場合の、構成員のうち代表者以外の構成員にあっても同様とする。）以上であること。
(4) 元請として、平成17年度以降に実施した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
① 単体又は共同企業体の代表者
　　沖縄県内で500m²以上の法面工事

※上記工事を施工した実績を客観的に証明できる資料（C O R I N S、契約書、施主への引渡書 等）があること。

② 共同企業体の代表者以外の構成員

沖縄県内で 500 m²以上の法面工事

※上記工事を施工した実績を客観的に証明できる資料（C O R I N S、契約書、施主への引渡書 等）があること。

(5) 共同企業体の構成員は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）上の建築一式工事業又は土木工事業につき、許可を有しての営業年数が 5 年以上であること。但し、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が 5 年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

(6) 共同企業体の場合、構成員数は 2 又は 3 者とする。

(7) 共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。

(8) 共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の 10 分の 6 を下回らない範囲とすること。

(9) 共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。

(10) 単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。建設業法施行令第 27 条及び関連する通達に準ずる場合は、兼任での配置を認める。

①一級又は二級建築施工管理技士或いは土木施工管理技士、もしくはこれと同等以上の資格を有する者であること。監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

② 平成 17 年度以降に元請として完成・引渡しが完了した、上記（4）①に掲げる工事を施工した経験（現場代理人又は監理（主任）技術者として従事した経験に限る）を有する者であること。

③ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(11) 共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。建設業法施行令第 27 条及び関連する通達に準ずる場合は、兼任での配置を認める。

①一級又は二級建築施工管理技士或いは土木施工管理技士、もしくはこれと同等以上の資格を有する者であること。監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

② 平成 17 年度以降に元請として完成・引渡しが完了した、上記（4）①に掲げる工事を施工した経験（現場代理人又は監理（主任）技術者として従事した経験に限る）を有する者であること。

③ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(12) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、国（沖縄総合事務局）及び沖縄県より指名停止措置を受けていないこと。

(13) 当該工事に係る設計者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

- (14) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (15) 沖縄県内に、建設業法（第3条第1項）及び建設業法施行令（第1条）に基づく本社（本店）、支店若しくはこれに準ずる営業所が所在すること。
- (16) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (17) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定に抵触する行為は行っていないこと。

3 入札手続等

(1) 担当窓口

〒904-0495 沖縄県国頭郡恩納村字谷茶1919番地1
学校法人沖縄科学技術大学院大学学園 施設管理ディビジョン契約担当
電話 098-966-2218（施設管理ディビジョン契約担当直通） FAX 098-966-2152

(2) 入札説明書その他契約条項等関係資料の交付期間、交付場所及び交付方法

平成27年12月24日（木）から平成28年1月7日（木）までに、学園ホームページよりダウンロードすること。

※入札関連資料掲載場所

トップページ→OISTについて→調達情報→工事関連の調達・入札情報
(URL <http://www.oist.jp/ja/procurement/construction.html>)

(3) 申請書及び資料等の提出期間、提出場所および提出方法

平成28年1月7日（木）午後5時00分までに、電子入札システムにより提出すること。
但し、発注者の承諾を得た場合は、上記（1）へ持参又は郵送（郵便書留等配達の記録が残る方法に限る。）すること。

また、申請の際には、上記2の競争参加資格要件を満たすことを確認出来る資料を添付すること。

(4) 共同企業体の場合の申請書等の提出期間、提出場所及び提出方法

上記（3）と同じ

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書及び工事費内訳書の提出方法

入札書及び委任状並びに工事費内訳書は、平成28年1月15日（金）午後5時00分までに電子入札システムにより提出すること。但し、発注者の承諾を得た場合は、上記（1）に持参又は郵送（郵便書留等配達の記録が残る方法に限る。）すること。

開札は、平成28年1月18日（月）午前10時00分、電子入札システムにて行う。

※但し、紙入札参加希望業者がある場合には、学校法人沖縄科学技術大学院大学メインキャンパスにて行う。（恩納村字谷茶1919番地1）

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除。
- ② 契約保証金 納付。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者とした入札、申請書等に虚偽の記載を行った者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

学園が作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。但し、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、C O R I N S 等により配置予定監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

(6) 手続における交渉の有無 無。

(7) 契約書の作成の要否 要。

(8) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無

(9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3（1）と同じ。

(10) 競争参加資格を有していない者の参加

上記2に掲げる競争参加資格を有していない者も上記3（3）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格有の確認を受けていなければならない。

(11) 詳細は入札説明書による。